



平成 30 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 イメージ情報開発株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 代永 衛
(コード番号 3803)
問 合 せ 先 取締役経営管理室長 佐藤 将夫
(TEL:03-5217-7811)

第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 27 日開催の取締役会において、第三者割当の方法によりイメージ情報開発株式会社第 1 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 3 月 15 日
(2) 新 株 予 約 権 数	3,500 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 845 円 (本新株予約権の払込総額 2,957,500 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数 350,000 株 (本新株予約権 1 個当たり 100 株)
(5) 調達資金の額 (新株予約権の行使に際して出資される財産の価額)	300,415,500 円 (内訳) 本新株予約権発行分: 2,957,500 円 本新株予約権行使分: 301,000,000 円
(6) 行 使 価 額	新株予約権 1 株当たり 860 円 新株予約権の 1 株当りの行使価額は、本取締役会開催日前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とする。
(7) 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	代永衛 (以下「割当予定先」という。) に対する第三者割当方式とする。
(8) 譲 渡 制 限	割当先は、当社の取締役会の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない。
(9) 本新株予約権の行使期間	平成 30 年 3 月 15 日から平成 32 年 3 月 13 日までとする。 ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(注) 資金調達の額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、「変革を求める企業・団体に対し、先進的 IT を駆使した独自のサービスや機能の提供を通じ社会に貢献する」を理念に掲げ、長期にわたり金融・製造業など企業や大手商店街、商工会議所を通じた地域の活性化に努めてまいりました。

当社は、平成29年10月2日に、新設会社分割を行い完全子会社であるイメージ情報システム株式会社を新設し、さらに同年同月には、エクストップエスオー株式会社（現株式会社アイデポルテ）の50%の株式を取得し子会社化し、従前からの子会社である株式会社ヴァージンメディカルを含め、子会社管理を行う持株会社としての活動を行っております。

当社グループのコア事業はシステム設計、構築事業であります。平成29年3月期のコンサルティング／設計／構築事業及び保守／運用事業合計の連結売上高は502百万円であり、競争力を高めるためには、1年間の連結の同事業の売上高は1,000百万円の規模が必要と考えております。このため、同業他社数社と業務提携契約を締結し、当社グループ売上増強に努めてまいりました。

業務提携契約を締結した企業のうち、平成29年10月10日に業務提携合意書を締結した同業他社候補先（以下「候補先」という）からは、経営サポートと資金面での支援を要請されており、候補先の経営健全化により、当社の売上高獲得に繋がり、候補先の経営体制立て直し後になりますが、連結子会社化を検討しております。詳細は、3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途をご覧ください。

また、当社は、平成29年10月に新設会社分割によりイメージ情報システム株式会社への30百万円の出資、同年同月に実施したエクストップエスオー株式会社（現株式会社アイデポルテ）への50%の株式取得費用27百万円及び新設会社分割に反対した株主からの株式買取請求に応じ同年11月に34百万円を支出したことから、平成29年12月末日現在の現金及び預金は43百万円となっております。当社の適正な運転資金の金額は1か月の運転資金30百万円の3か月間相当額として90百万円の備蓄が必要と判断しておりますので、この補填を行う計画です。

当社グループは、将来的な成長投資として、顔認証などのAI（人工知能）やルーティンワークを自動化するなどのロボット技術は無限の可能性を有しており、これらの導入への取組みは必須となると考えています。このためには、これらの技術を有する企業に対して、投融資又はM&Aを通じてM&Aや資本・業務提携先との協業により、出資先・業務提携先の持つ技術力、人材、マーケットを活用することができるようにすることで、既存事業以外の収益モデルの多様化や新規ビジネス機会の創出のためにも必要不可欠だと考えております。案件発生時に機動的に支出することが可能な資金を新株予約権が行使され資金を調達することでさらなる成長機会を積極的に取り込んでまいります。

(2) 資金調達方法の選択理由

今回の資金調達の目的である、同業他社への貸付け又は同社の株式取得は、当社グループのコア事業の競争力強化に結び付くものであります。資金調達の方法として、銀行借入、社債、公募増資、株主割当増資等を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入及び社債による資金調達は、当社が平成29年3月期に251百万円の当期純損失を計上したことから金融機関の与信や出資者側の理解を得ることが難しい状況であり、利息等の借入コストの問題

もあり、事実上調達困難な状況です。そのため、既存株主の皆様の希薄化というリスクを懸念しつつも、当社の状況を踏まえ、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を検討してみました。様々なエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達方法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかと共に、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかも重視いたしました。また、資本政策の変更が必要となった場合の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料としました。

- ① 公募増資及び株主割当増資では広く出資者を募る方法ですが、調達に要する時間及び事務手数料や通信コスト等募集に係るコストも割高であり、また当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため困難と判断しました。
- ② ライツ・オフリングは、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達が不確実であるという観点から不適当であると判断いたしました。
- ③ 第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達は可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。
- ④ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、一度に多額な資金を得ることが可能であるものの、市場等何らかの要因により当社株価が上昇せず、株式への転換が進まない場合、多額の社債返済を短期間に行うこととなり、当社の財務内容を圧迫する恐れがあります。

上記を総合的に判断した結果、資金調達方法である借入金による調達は金利負担が発生すること、新株による第三者割当増資では希薄化が即時に生じること、を踏まえ、当社は本新株予約権により、使途発生時に行使される資金調達が、当社のニーズを充足し得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

資金調達の総額	303,957,500 円
(内訳)	
本新株予約権の発行による調達額	2,957,500 円
本新株予約権の行使による調達額	301,000,000 円
発行諸費用の概算額	900,000 円
差引手取概算額	303,057,500 円

(注) 1. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、資金調達の額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額は、発行価額算定費用、弁護士費用及びその他事務費用（変更登記費用等）の合計です。
3. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額 303,057,500 円について、具体的な用途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な用途	金額（円）	支出予定時期
①業務提携合意書を締結している同業他社への支援資金の調達	80,000,000	平成 30 年 3 月～平成 30 年 8 月
②運転資金	50,000,000	平成 30 年 3 月～平成 32 年 2 月
③M&A 等の資金の確保	173,057,500	平成 30 年 3 月～平成 32 年 2 月

- (注) 1 本新株予約権の行使状況により、実際の調達金額が上記支出予定金額に満たない場合には、M&A等の資金としている支出予定金額を減額する予定です。
- 2 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金をすみやかに支出する計画ですが、支出実行するまでに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。
 - 3 調達資金の充ちは、①同業他社の支援に必要な資金の調達②運転資金③M&Aの資金の確保の優先順位で需要確定時に行う方針です。

① 業務提携合意書を締結している同業他社への支援資金の調達

当社のコア事業であるコンサルティング／設計／構築事業及び保守／運用事業合計の平成29年3月期の連結売上高は502百万円であり、競争力を高めるためには、年度連結売上高1,000百万円の規模が必要と考えております。このため、同業他社数社と業務提携契約を締結し、当社グループ売上増強に努めてまいりました。

業務提携契約を締結した企業のうち、平成29年10月10日に業務提携合意書を締結した同業他社候補先（以下「候補先」という。）がかねてより受注獲得に向けて折衝を行っていた大型案件が、平成30年1月に具体化し、当社の直接受注で候補先との協業により対応することで進んでいることから、この受注により平成31年3月期で年度連結売上高1,000百万円の規模を実現する計画です。

候補先は大手企業からのシステム設計事業を受注しているIT企業であり、また新規の大型受注案件について折衝中であります。候補先は当社の支援を必要としていますが、候補先より、社名を公開することで、現在の取引先との継続取引及び新規大型案件受注獲得に支障をきたす可能性があるとの理由で匿名での記載を要請されております。

業務提携の内容は下記のとおりです。

- a 当社は候補先の求めに応じて候補先の経営についてのサポートを行う。
- b 当社と候補先は、当社が候補先に資本参加することで候補先が当社のグループ企業となることについて検討を開始する。
- c 当社は候補先が受注している案件又は候補先が受注しようとする案件の実務遂行について、候補先の求めに応じて当社の人的資源を供給する。
- d 当社は、候補先が受注している案件又は候補先が受注元を当社とすることが最適と判断した場合には、当社及び候補先の協議の上、当社はこれを引き受ける。

e 前項の際、当社は受注元の了解を得た場合には、必要に応じて候補先への業務委託を行うことができる。

f 前項の際、当社及び候補先は個別契約を締結する。

候補先の経営は、年間10億円の安定した売上がありますが、利益面においては、資金調達について候補先の財務状況から金融機関からの借入ができず、売掛金のファクタリングによる資金調達などを行った結果、調達コストが増大し、平成29年2月期では31百万円の経常損失を計上しており、当社は経営ノウハウと資金面での支援の要請を受けております。

候補先が現在商談を進めている大手企業に対しては、秘密情報（例：個人情報）を暗号化した、安全に確実に伝達する独自のシステムを提案し、具体的な折衝に入っています。本契約にあたっては、前記「業務提携の内容 d 項」に基づき、当該大手企業が発注先を選定する際、当社が上場会社であること及び資本金規模の信用度が重要視されると候補先だと判断し、当社が受注元となる予定で、本受注においては当社がプロジェクト管理を行います。大型案件につき当社の子会社を含めた当社グループのシステム構築エンジニアでは要員不足となる予測であり、候補先に一部業務委託する予定です。

業務提携合意書にあるように当社が受注元になるのは、双方にメリットがあるためであり、資金支援を行わないと受注できないということではありませんが、資金支援を行うことで、候補先の経営の健全化が、前記の受注等、当社の受注案件の獲得に繋がると考えております。

当社が契約当事者になる本大型案件の受注と、新設分割子会社であるイメージ情報システム株式会社及び株式会社アイデポルテによる既存の売上高と合算することによって、平成30年度には当社グループのコンサルティング／設計／構築事業及び保守／運用事業合計の売上高は1,000百万円の規模となることを見込んでおります。

今後、前記「業務提携の内容 b 項」に定めているとおり、当社が候補先に資本参加することで、当社グループ企業になることを推し進めてまいります。財務状況改善の観点から連結化が現況では不相当との判断を行い、貸付けを実施し、その後本貸付額を株式取得（第三者割当増資）に充当することにより、資本参加することを検討しております。

候補先から受けている資金支援要請額は80百万円であり、本新株予約権行使による調達資金を本金額に充当することを予定しております。

② 運転資金

当社は、平成29年10月に新設会社分割によりイメージ情報システム株式会社への30百万円の出資、同年同月に実施したエクストップエスオー株式会社（現株式会社アイデポルテ）への50%の株式取得費用27百万円及び新設会社分割に反対した株主からの株式買取請求に応じ同年11月に34百万円を支出したことから、平成29年12月末日現在の現金及び預金は43百万円となっております。当社の適正な運転資金の金額は1か月の運転資金30百万円の3か月間相当額として90百万円の備蓄が必要と判断しておりますので、不足分として調達額50百万円を充当する予定です。

③ M&A等の資金の確保

当社グループは、既存事業を強化するとともに多様化するニーズに対応するための手段として、M&Aや外部パートナーとの資本・業務提携を実施し、当社グループの持つ技術力、人

材、マーケットと、出資先・業務提携先の持つ経営資源とのシナジー効果を生み出すことにより、開発力・サービスを強化し、既存事業についてより幅広い事業展開を狙えるものと考えております。

当社グループは、将来的な成長投資として、顔認証などのAI（人工知能）やルーティンワークを自動化するなどのロボット技術は無限の可能性を有しており、これらの導入への取組みは必須となると考えています。このためには、これらの技術を有する企業に対して、投融资又はM&Aを通じてM&Aや資本・業務提携先との協業により、出資先・業務提携先の持つ技術力、人材、マーケットを活用することで、既存事業以外の収益モデルの多様化や新規ビジネス機会の創出のためにも必要不可欠だと考えております。

現時点では、出資先・業務提携候補先への折衝には至っておりませんが、案件発生時に機動的に支出することが可能な資金を保有し、当社グループ化のための株式取得等のための行使を行うことでさらなる成長機会を積極的に取り込んでまいります。

なお、本目的に対する割当予定先の出資可能な額は173百万円ですが、M&A等の資金が173百万円では不足となった場合には、今後の当社グループの業績が向上し、前項記載の必要運転資金90百万円を十分に確保できた際には、その超過した現預金はM&A等の資金に活用する計画です。

また、割当予定先は、新株予約権の行使により希薄化が生じることを考慮し、本目的に対しての新株予約権行使については、M&A等の具体的な施策案が策定された時点までは行使を行わない意向であることを聴取しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権1個当たりの発行価額は845円とします。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施した上で、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施しました。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数

分得ること、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法であります。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社終値860円/株、株価変動率41.90%（年率）、配当利率0.00%（年率）、安全資産利子率-0.15%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額860円/株、満期までの期間2年、行使の条件）に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施しました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額を本件算定価額と同額の845円としたものであり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、行使価額につきましても、割当予定先と協議の結果、本新株予約権の発行に係る決議日の直前営業日（平成30年2月26日）の東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の860円といたしました。この行使価額の当該直前営業日まで1か月間の終値平均856円に対するプレミアム率は0.47%、当該直前営業日まで3か月間の終値平均851円に対するプレミアム率は1.06%、当該直前営業日まで6か月間の終値平均909円に対するディスカウント率は5.39%となっております。

当社取締役会といたしましては、本新株予約権の発行価額及び行使価額を含む発行条件（以下「発行条件」という。）につき十分に討議、検討を行った結果、当社は割当予定先に特に有利な発行条件でないと判断し、平成30年2月27日開催の取締役4名、監査役3名全員が出席した取締役会において、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。なお、本新株予約権の割当予定先である代表取締役代永氏は特別の利害関係があるため、決議に加わっておりません。併せて、監査役3名（うち2名は社外監査役）から、発行条件は、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の独立した第三者機関に依頼し発行価額を定めていることから、割当予定先に特に有利な発行条件ではないことから、有利発行に該当しないと意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大350,000株（議決権3,500個相当）であり、発行決議日現在の当社発行済株式数1,780,000株（総議決権数16,662個）に対し最大19.66%（当社議決権総数に対し最大21.1%）の希薄化が生じるものと認識しております。

また、発行決議日の6か月以内である平成29年10月20日に、運転資金の目的で自己株式40,000株の当社普通株式の自己株式処分による第三者割当が行われたことから、当該第三者割当により処分された自己株式に係る議決権数（400個）及び本新株予約権全てが行使された場合における交付株式に係る議決権数（3,500個相当）を合算して希薄化率を計算した場合、発行決議日現在の当社発行済株式に係る議決権数から上記第三者割当により処分された自己株式に係る議決権数を減じた議決権数（16,262個）に対し最大23.98%の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当該資金調達、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の

向上に寄与し、既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、資金調達の方法としては、金融機関からの借入と比較して財務負担が少なく、また、新株予約権の行使期間内において、使途の優先度合によって行使される予定であることから、希薄化も段階的に行われると判断しております。

なお、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は2,969株であり、行使可能期間において、一定の流動性を有しております。一方、割当予定先である代永衛氏の本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数350,000株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は479株となり、上記1日の出来高の16.13%となるため、株価に与える影響が限定的かつ、消化可能なものと考えています。また、新株予約権の行使を段階的に行うことで、希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 氏名	代永 衛
(2) 住所	東京都三鷹市
(3) 上場会社と当該個人との間の関係	
資本関係	代永衛氏は当社普通株式を240,000株保有しており、近親者及び近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社(株式会社イメージ企画、株式会社NB I)が所有している議決権を合わせ、平成29年9月30日現在の当社発行済株式数1,780,000株(総議決権数16,663個)に対し63.03%(当社議決権総数に対し67.33%)を保有しており、当社の議決権の過半数を占める支配株主に該当します。
人的関係	当社代表取締役であります。
取引関係	該当事項はありません。

(注) (1) 割当予定先の当社代表取締役である代永衛氏からは、反社会的勢力とは一切関係がないことを聴取しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。なお、当社の代表取締役であることから、外部機関への調査依頼は行っておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

本新株予約権の割当予定先である代永衛氏は当社代表取締役であり、当社の経営及び業績向上に中心的に寄与し、今後も企業価値向上のため引き続き経営を担っていく意欲を持ち合わせる事等、また、今回の資金調達目的に照らし、資金確保のため割当を引き受ける旨、申し出があったことを鑑み、割当予定先として適切であると判断し、選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は長期的に一定割合を保有する方針であることを確認し

ておりますが、本新株予約権を全て行使した際の浮動株比率を勘案し、売却することが適切であると判断した場合には金融商品取引法及び当社への事前届出の社内規定を遵守した上での合法的な方法で適時適切に売却する方針であることを聴取しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込みに要する十分な現預金(預金通帳にて確認しております)を保有しており、本新株予約権の行使に要するための資産として取引先への貸付金 231 百万円(債務承認弁済契約書及び割当予定先が多額の貸付をしていることから業績把握のため取得した取引先の納税申告書に添付される勘定科目内訳明細書(平成 29 年 9 月末現在)にて確認しておりますが、割当予定先からは「平成 30 年 3 月末日に一括返済を受ける予定であるが、取引先の財務状況により、同年同月からの分割返済に応じることが想定される」とのことを聴取しております)があり、3.調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な用途に記載しております、優先的に充当する予定である①業務提携合意書を締結している同業他社への支援資金及び②運転資金に要する十分な資産を保有していることを確認しています。なお、同貸付金の返済が分割になった場合には、本新株予約権の行使が段階的に行われ資金の充当も段階的に行うこととなります。

割当予定先は、当社株式 206 百万円(株式価格は平成 30 年 2 月 26 日の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値 860 円で算定しており、保有株式数は平成 29 年 9 月 30 日現在の大株主一覧で確認し、当社「株式取扱規程」では株式売却には事前届が義務付けられていますが平成 30 年 2 月 26 日現在当該届出はありません)を保有しており、貸付金の回収が滞った場合や必要となる調達資金のため本新株予約権を行使しなければならない際には、本新株予約権の行使により取得した当社株式を含め、当社株式の浮動率等を考慮し売却する等により行使に必要な出資に充てる意向であることを聴取しています。

以上のことから、割当予定先の発行価額の払込み及び行使する際の資金調達に支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、本新株予約権の割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 29 年 9 月 30 日現在）		募集後	
株式会社イメージ企画	34.38%	株式会社イメージ企画	28.73%
代永 衛	13.48%	代永 衛	27.70%
株式会社N B I	15.17%	株式会社N B I	12.68%
イメージ情報開発株式会社	6.38%	イメージ情報開発株式会社	5.34%
奥平 健一	2.25%	長峰 貴博	1.88%
第一生命保険株式会社	2.25%	第一生命保険株式会社	1.88%
代永 英子	2.12%	代永 英子	1.77%
岡田 秀一	1.44%	岡田 秀一	1.21%
中根 近雄	1.35%	中根 近雄	1.13%
山成 勝之	1.24%	山成 勝之	1.04%

(注) 1 「所有株式の割合」につきましては、平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 大株主の「募集後の持株比率」の算出にあたっては、「平成 29 年 9 月 30 日現在の所有持株数（代永 衛については当該持株数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数 350,000 株）を、「平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式数（1,780,000 株）に 本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数 350,000 株を加算した数」で除して算出しております

3 平成 29 年 10 月に自己株式 40,000 株を運転資金確保の目的で 当社取締役長峰貴博氏に金銭譲渡しました。また、平成 29 年 11 月に奥平健一氏から、平成 29 年 6 月 28 日に開催しました第 42 回定時株主総会第 2 号議案である「新設分割計画承認の件」に反対し株式買取請求を提出されましたので、平成 29 年 11 月に 40,100 株を買取りいたしましたので、第三者割当後の大株主の状況にはこれを反映しております。

8. 今後の見通し

本新株予約権の発行が当期の業績予想に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	839,188	1,253,195	804,286
営業利益	△92,365	70,532	△49,139
経常利益	△178,907	62,806	△42,632
親会社株主に帰属する 当期純利益	△76,706	37,421	△255,123
1株当たり当期純利益(円)	△46.03	22.46	△153.10
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり当期純資産(円)	356.50	384.73	231.65

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成29年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,780,000	100.00%
現時点の行使価額に おける潜在株式数	—	—
下限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—
上限値の行使価額に おける潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始値	1,323円	1,249円	895円
高値	2,148円	1,591円	1,034円
安値	873円	850円	642円
終値	1,249円	895円	750円

② 最近6か月間の状況

	平成29年 8月	9月	10月	11月	12月	平成30年 1月
始値	838円	831円	829円	925円	863円	831円
高値	869円	850円	940円	1,272円	876円	958円
安値	784円	791円	811円	801円	800円	828円
終値	835円	829円	939円	867円	876円	870円

③ 発行決議前営業日における株価

	平成 30 年 2 月 26 日
始 値	865 円
高 値	905 円
安 値	827 円
終 値	860 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 支配株主との取引等に関する事項

本新株予約権割当予定者である代永衛は、本人と近親者が所有している議決権及び近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社が所有している議決権を合わせ、当社の議決権の過半数を占めているため、支配株主にあたります。

支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について取締役会で審議の上決定しており、今後も少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。本件新株予約権の発行は、当社代表取締役代永衛氏を割当対象としていますので、支配株主との取引等に該当しております。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社では、コーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について、「支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について取締役会で審議の上決定しており、今後も少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。」と定めております。本新株予約権は、当該指針に則って、第三者機関の評価査定による適正な発行価額を決定し、行使価額につきましても本新株予約権の発行に係る決議日の直前営業日（平成30年2月26日）の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値に決定するなど取引内容及び条件について妥当であると判断しております。なお、本新株予約権の割当は、当社の業績発展を図ることを目的としており、これにより、当社の業績及び企業価値の向上が期待され少数株主を含めた株主の皆さまへの利益の拡大につながるものと考えており、上記の指針に沿うものと判断しております。

(2) 公正性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

発行内容及び条件については、発行価額及び行使価額の決定方法等は、外部第三者機関の査定を受けるなど一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱することがなく、適切であり、監査役会より、本新株予約権の付与は利益相反に該当しない旨の意見を得ております。

なお、本新株予約権の発行に関する決議には特別な利害関係を有している代表取締役代永氏は加わっておりません。

(3) 当該取引等が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しな

い者から入手した意見の概要

本件新株予約権の発行を決定した平成30年2月27日の取締役会の決議に際して、支配株主との間に利害関係を有しない独立役員である社外監査役 鹿野裕司氏および日原仰起氏より以下の意見書が提出されました。概要は下記のとおりです。

①割当先の選定について

- a 割当先予定者は支配株主であるが、本新株予約権の行使は支配株主の異動を伴うものではない。
- b 割当予定先からは、個人的な利潤を求めて新株予約権を取得するのではないことを聴取した。
- c これまで新株予約権引受の申出のあったファンド企業数社は作為的な株価上昇行為の可能性があり割当先として適切でないとして聴取しており、私共もその判断が妥当であると判断した。
- d 一方、割当先は、作為的な株価上昇行為は金融商品取引法違反であること、及び代表取締役自らが違反を行う犯罪行為は当社存続ができなくなる事態になることを十分に認知していることを確認し、当社の代表取締役の責務として行う当社グループの企業価値増大の結果として株価が上昇することに努めるとの意向を聴取した。

割当先は代永衛氏に限定するものではないが、同氏は当社グループの業績向上に向けて中心的な存在であり、企業価値増大が少数株主への利益に繋がることから、同氏が割当先となることでの支障はないと判断する。

②希薄化率について

東京証券取引所が定めるガイドラインである25%未満の希薄化率には則っているものの、本新株予約権を全て行使した場合、株価の下降に繋がる可能性はあるが、行使された資金が行使された新株予約権によって得られた資金が、当社の業績発展に寄与するものかどうかで判断するべきである。

使用用途の①業務提携合意書を締結した候補先への支援によって、売上高増強による競争力強化、及び持株会社としての③M&A等の資金の確保によって、当社グループ総合力向上に繋がるものと判断した。

③取引の目的の妥当性

業務提携合意書を締結した候補先への支援資金に充当することで、①候補先が折衝している大型案件の受注元が当社になることで、当社の業績に寄与すること、②候補先の財務基盤、経営基盤の確立した際には当社グループ企業になることで、当社グループの企業価値が増大することに繋がり少数株主への不利益は克服できると判断した。

④発行価額と行使価額について

発行価額は第三者機関に算定を依頼しており、割当予定先に有利な発行ではないと判断する。行使価額については、新株予約権の発行を決議する取締役会開催日前日の終値としていることから、公正な価額と判断する。

以上により、①割当先の選定方法 ②希薄化率 ③取引の目的の妥当性 ④発行価額と行使価額の決定方法 ⑤新株予約権発行の承認手続き の観点から総合的に検討した結果、新株予約権の発行の決定については、少数株主にとって不利益ではないと認める。

以上

(別紙)

イメージ情報開発株式会社 第1回新株予約権発行要領

1. 新株予約権の名称

イメージ情報開発株式会社第1回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)

2. 新株予約権の総数

3,500個

3. 新株予約権の払込金額の総額

2,957,500円

4. 申込期日

平成30年3月15日

5. 割当日及び払込期日

割当日 平成30年3月15日

払込期日平成30年3月15日

6. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権を代永衛に割り当てる。

7. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併、会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとする。

8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、円位未満少数第1位まで算出し、その少数第1位を切り上げるものとする。

(2) 行使価額は860円とする。

9. 本新株予約権を行使できる期間

平成30年3月15日から平成32年3月13日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

12. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。

13. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、前項の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

④新株予約権を行使することができる期間

第9項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、第9項に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の取得に関する事項

第12項に準じて決定する。

⑥新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第10項に準じて決定する。

14. 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

15. 新株予約権証券の不発行

当社は新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使請求

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第9項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭を行使する株式数に相当する金額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の効力は、行使請求に要する書類が第17項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金額が第18項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

イメージ情報開発株式会社 経営管理室

18. 払込取扱場所

みずほ銀行 丸の内中央支店

19. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本項目の規定読み替えその他の措置が必要となる場合には、
当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社取締役会に一任する。

以 上